

牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価(案)の概要

現行の<u>飼料規制等のリスク管理措置を前提とし、牛群のBSE感染状況、感染リスク</u>及びBSE感染における<u>牛と人の種間バリア</u>の存在を踏まえると、評価対象の5か国に関しては、諮問対象月齢である30か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓(扁桃及び回腸遠位部以外)の摂取に由来するBSEプリオンによる人での変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)発症は考え難い。

以上の知見を総合的に考慮すると、

【国内措置(日本)】

- ・<u>検査対象月齢</u>: 規制閾値が「20か月齢」の場合と「30か月齢」の場合の<u>リスクの差</u>は、あったとしても 非常に小さく、人への健康影響は無視できる。
- SRMの範囲:「全月齢」の場合と「30か月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、 人への健康影響は無視できる。

【国境措置(米国、カナダ、フランス、オランダ)】

- ・<u>月齢制限</u>:規制閾値が「20か月齢」(フランス・オランダは「輸入禁止」)の場合と「30か月齢」の場合の<u>リスクの差</u>は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。
- ・SRMの範囲:「全月齢」(フランス・オランダは「輸入禁止」) の場合と「30か月齢超」の場合の<u>リスクの差</u>は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

【飼料規制等の リスク管理措置】

- ・評価対象の5か国では、 飼料規制の強化後に生まれたBSE感染牛は、日本 の1頭、フランスの3頭、オ ランダの1頭以外に確認 されておらず、<u>飼料規制</u> はBSE発生抑制に大き な効果。
- ・5か国とも、SRM除去及びピッシング禁止等のリスク低減措置を実施。

【牛群の 感染状況】

評価対象の5か 国では、2004年9 月以降<u>これまで</u> の8年間に生ま れた牛にBSE感 染牛は確認され ていない。

【感染リスク・種間バリア】

- ・野外でのBSE感染牛が平均的に摂取したであろうBSEプリオンの量は英国のBSE感染牛の脳幹100mg~1g相当と推察。
- ・BSE感染牛の脳幹1gを経口投与された牛の脳に異常プリオンたん白質は42か 月目(46か月齢相当以上)までは不検出。
- ・日本の21か月齢のBSE陽性牛の感染性は認められず、人への感染性は無視できると判断。
- ・非定型BSEに関しては、ほとんどは8歳を超える牛(6.3~18歳)で確認。日本の23 か月齢の非定型BSEの感染性は認められず、人への感染性は無視できると判断。
- ・世界中でのこれまでの変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)の発生は227例。 英国で、1989年に脳、せき髄等の食品への使用を禁止した後、<u>1990年以降の出</u> 生者にvCJD患者は確認されていない。
- ・BSEプリオンへの人の感受性は、種間バリアにより、牛より低いと判断。